年報第９号

令和２年度
福岡共同公文書館年報



令和３年８月

目　　次

Ⅰ　福岡共同公文書館の概要

1　設置目的 …… 1
2　運　　営 …… 1
3　沿　　革 …… 1
4　組　　織 …… 2
5　施　　設 …… 2

Ⅱ　事業実績

1　事業実績一覧 …… 3
2　予算概要 …… 4
3　歴史公文書等の保存
（1）公文書の受入れ・選別・登録 …… 4
（2）行政資料 …… 4
（3）登録数の推移 …… 4
（4）マイクロフィルム化 …… 6
（5）補修・製本 …… 8
4　利用状況
（1）レファレンスの状況 …… 9
（2）特定歴史公文書の利用状況 …… 9
5　普及・啓発
（1）展示 …… 14
（2）研修会 …… 17
（3）広報 …… 17
（4）デジタル化 …… 17
6　施設利用状況
（1）展示室・閲覧室の利用状況 …… 18
（2）研修室の利用状況 …… 18
（3）会議室の利用状況 …… 18
（4）視察・見学の受入状況 …… 18

Ⅲ　参考資料

1　令和２年度常設展特集第１弾チラシ …… 19
2　令和２年度常設展特集第１弾展示資料目録 …… 20
3　令和２年度常設展特集第２弾チラシ …… 24
4　令和２年度常設展特集第２弾展示資料目録 …… 25
5　令和２年度常設展特集第３弾チラシ …… 28
6　令和２年度常設展特集第３弾展示資料目録 …… 29
7　福岡県立公文書館条例 …… 32
8　福岡県市町村公文書館条例 …… 41

Ⅰ　福岡共同公文書館の概要

1　設置目的

福岡県と県内市町村（政令市を除く）の長期にわたり重要な価値を有する公文書等を住民の共通の財産として継続的に後世へ伝えるため、これらの公文書等を体系的に選別・保存し、一般の利用に供するとともに、公文書等の管理・保存・利用に関連する調査研究を行い、行政に活用することにより、効果的な行政運営に寄与することを目的としています。

2　運　　営

福岡県と県内市町村（政令市を除く）が共同で設置・運営しています。市町村では、福岡県市町村自治振興組合（以下「組合」という）が運営主体となり、県と組合が共同で管理運営しています。このため、「福岡共同公文書館」は、県が設置している「福岡県立公文書館」と 組合が設置している「福岡県市町村公文書館」の総称となります。正式名称は各条例で定める以下のとおりです。

正式名称：福岡県立公文書館（福岡県立公文書館条例）
　　福岡県市町村公文書館（福岡県市町村公文書館条例）

3　沿　　革

昭和 60 年　3 月	福岡県情報公開審議会から「文書館」の設置を検討課題とするよう提言があり、昭和 61 年から福岡県は歴史的価値のある公文書の選別保存を開始
平成 17 年 11 月	県内外の有識者から福岡県に対し、また翌 18 年 1 月には県市長会、県町村会に対し、公文書館の設置に関する要望書が提出される。
平成 18 年　6 月	外部有識者で構成する「福岡県共同公文書館基本構想検討委員会」を設置し、同年 12 月、知事に「福岡県共同公文書館基本構想」を答申
平成 19 年　7 月	県と市町村の代表者で構成する「共同公文書館基本計画策定委員会」を設置し、同委員会において、共同公文書館の施設規模、管理運営体制などの諸課題を協議、検討し、翌 20 年 4 月、「福岡県共同公文書館基本計画」を策定、公表
平成 21 年　4 月	市町村側の公文書館の運営主体を福岡県自治振興組合とすることを決定
平成 21 年　5 月	公文書館運営の実務的課題を検討するため、県と市町村の実務者レベルで構成する「共同公文書館ワーキングチーム」を設置し、歴史的文書の評価選別基準、公文書館設置条例などに規定すべき事項、開館後の企画展示などの検討を開始
平成 22 年 10 月	建築工事着工
平成 23 年 12 月	施設竣工
平成 24 年　4 月	福岡県立公文書館条例及び福岡県市町村公文書館条例施行（組織としての共同公文書館開設）並びに歴史公文書の受入開始
平成 24 年 11 月	開館（11 月 18 日）
平成 29 年 11 月	開館 5 周年記念行事（11 月 18 日）

※　福岡共同公文書館は基本構想や基本計画の段階では「福岡県共同公文書館」という仮称で呼ばれていました。

4　組　　織

県職員３名､組合職員３名及び会計年度任用職員９名の計 15 名で構成しています(令和２年度)。職員は県及び組合から併任辞令を受け、共同で事務を処理しています。また、県及び組合それぞれに特定歴史公文書利用審査会を設置しています。なお運営専門協議会については、令和２年 10 月 29 日をもって廃止されたことに伴い、今後は必要に応じて個別に専門家からアドバイスを受けることになっています。

館長 ― 副館長

- **総務企画班**　（班長（副館長が兼務）以下６名、うち会計年度任用職員３名）
  利用案内、普及・啓発、施設管理、庶務会計
- **文書班**　（班長以下８名、うち会計年度任用職員６名）
  文書の受入れ、選別、整理、保存

諮問・答申

福岡県特定歴史公文書利用審査会
福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会
特定歴史公文書の利用に係る不服申し立て等について審査
※ 委員は兼務（３名）

5　施　　設

所在地　　：福岡県筑紫野市上古賀１丁目３番１号（〒818－0041）
構造・規模：鉄筋コンクリート造、地上３階（一部４階）
敷地面積　：6,129 ㎡
延床面積　：5,421 ㎡（文書保存庫 2,516 ㎡）
駐車場　　：あり
開館　　：平成 24 年 11 月 18 日
文書保存庫：書架延長 26.4km（定温定湿にて管理）
研修室　　：収容人数 90 名（171 ㎡）1,180 円／時間
会議室　　：収容人数 16 名（58 ㎡）　400 円／時間

館内平面図

１階



２階



※ 文書保存庫は、２階、３階に配置し、４階は太陽光発電設備を設置しています。

Ⅱ　事業実績

1　事業実績一覧（令和２年４月１日～令和３年３月31日）

令和2年（2020）

4月1日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館（～5/14）
6月12日	令和2年度　第1回福岡共同公文書館運営会議（書面開催）
7月9日	福岡県警察本部職員　視察・見学【3名】
7月27日	アクロス福岡パネル展「ふくおか　スポーツの軌跡」（～8/2）
7月28日	アーキビスト認証に係る説明会
	（国立公文書館　首席公文書専門官　幕田兼治　氏）
8月7日	遠賀町職員　視察・見学【2名】
8月21日	大学生インターンシップ研修生受入（～27日）【2名】
9月14日	国立公文書館　アーカイブス研修Ⅲ・前期（～18日）　2名参加
9月16日	川崎町職員　視察・見学【3名】
9月20日	筑紫野市民　視察・見学【3名】
10月23日	令和2年度　福岡共同公文書館運営専門協議会（オンライン開催）
10月27日	みやま市職員　視察・見学【2名】
11月9日	国立公文書館　アーカイブス研修Ⅲ・後期（～13日）　2名参加
11月19日	第108回　福岡県自治振興組合議会定例会（当館にて開催）
11月26日	嘉麻市職員　視察・見学【3名】
11月28日	春日市民　視察・見学【4名】
12月1日	令和2年度福岡共同公文書館利用審査会（オンライン開催）
12月6日	筑紫野市民　視察・見学【2名】





令和3年（2021）

1月13日	令和2年度　第2回福岡共同公文書館運営会議（書面開催）
1月19日	西南学院大学　法学部ゼミ生　オンライン視察【19名（教授含む）】
1月27日	福岡県公文書館等連絡会議（書面開催）
2月3日	ケーブルステーション福岡　取材（特集「公文書のいろいろ」）
2月4日	資料管理・電子化関連企業　視察・見学【2名】
2月16日	福岡県庁ロビー展示　「福岡共同公文書館の企画展」（～26日）
3月2日	出張展示 in みやま市　「おいでよ！福岡共同公文書館へ」（～14日）
3月16日	出張展示 in 大木町　「おいでよ！福岡共同公文書館へ」（～28日）
3月18日	小郡市民　視察・見学【1名】
3月21日	みやま市職員　視察・見学【3名】



2　予算概要

福岡県の一般会計から予算執行し、運営費の 1/2 を市町村公文書館分負担金として年度末に福岡県自治振興組合が県に納付しています。

（1）　歳入　　（単位：円）

区分	説明	予算額	決算額	差額
行政財産使用料	行政財産使用料、施設使用料	16,000	16,042	-42
	公文書館使用料	121,000	130,630	-9,630
自治振興組合負担金	市町村公文書館分負担金	35,223,000	33,559,327	1,663,673
諸収入	雇用保険被保険者負担分	41,000	47,735	-6,735
	雑入（複写費用等）	33,000	176,564	-143,564
一般財源		40,848,000	39,795,277	1,052,425
歳入合計		76,282,000	73,725,575	2,556,425

（2）　歳出　　（単位：円）

区分	説明	予算額	決算額	差額
人件費	会計年度任用職員、利用審査会委員報酬等	18,221,000	17,909,777	311,223
報償費	講師、運営専門協議会委員報酬等	151,000	81,700	69,300
旅費	アーカイブズ研修、市町村支援等	1,519,000	1,276,532	242,468
需用費	光熱水費、消耗品費、印刷製本費等	16,793,000	15,698,954	1,094,046
役務費	通信料等	763,000	751,129	11,871
委託料	文書運搬、製本修復、施設管理費	35,417,000	34,602,266	814,734
使用料及び賃借料	資料検索システムリース等	3,418,000	3,405,217	12,783
歳出合計		76,282,000	73,725,575	2,556,425

3　歴史公文書等の保存

当館では現在、歴史公文書と行政資料を合わせて約１３万冊を保存しています。閲覧室に配架した行政資料は、どなたでも自由に閲覧いただけます。

（1）公文書の受入れ・選別・登録

	選別対象文書		整理状況			登録累計
	前年度未整理分	新規受入	登　録	返　還	翌年度繰越	
県　文　書	3,700 冊	3,632 冊	3,015 冊	685 冊	3,632 冊	45,184 冊
市町村文書	450 冊	3,493 冊	1,581 冊	519 冊	1,843 冊	43,470 冊
合　　計	4,150 冊	7,125 冊	4,596 冊	1,204 冊	5,475 冊	88,654 冊

（2）行政資料

	登録数	登録累計
県 行 政 資 料	452　冊	25,656　冊
市町村行政資料	510　冊	6,884　冊
その他行政資料	1,197　冊	9,998　冊
合　　計	2,159　冊	42,538　冊

（3）登録数の推移

	県文書	市町村文書	行政資料	登録数	登録累計
平成３０年度	5,542 冊	4,526 冊	4,301 冊	14,369 冊	115,198 冊
令和元年度	192 冊	7,002 冊	2,045 冊	9,239 冊	124,437 冊
令和２年度	3,015 冊	1,581 冊	2,159 冊	6,755 冊	131,192 冊

特定歴史公文書（市町村分）登録状況一覧

市町村名	H24～R1	R2	累計	市町村名	H24～R１	R2	累計
	冊数	冊数	冊数		冊数	冊数	冊数
大牟田市	1,091		1,091	志免町	563	17	580
久留米市	2,138	122	2,260	須恵町	264		264
直方市	838		838	新宮町	487		487
飯塚市	4,064	121	4,185	久山町	192	2	194
田川市	743	221	964	粕屋町	68		68
柳川市	696	146	842	芦屋町	318		318
八女市	622		622	水巻町	661	71	732
筑後市	789	27	816	岡垣町	455		455
大川市	581	26	607	遠賀町	1,114		1,114
行橋市	287		287	小竹町	695	153	848
豊前市	596		596	鞍手町	869		869
中間市	921	82	1,003	桂川町	462		462
小郡市	688		688	筑前町	535		535
筑紫野市	1,223	109	1,332	東峰村	361		361
春日市	716	28	744	大刀洗町	382	71	453
大野城市	197		197	大木町	406	45	451
宗像市	317		317	広川町	1,174	167	1,341
太宰府市	138		138	香春町	69		69
古賀市	2,091		2,091	添田町	108	62	170
福津市	1,519		1,519	糸田町	9	4	13
うきは市	1,119		1,119	川崎町	799	30	829
宮若市	177		177	大任町	94		94
嘉麻市	1,955	5	1,960	赤村	184		184
朝倉市	2,561		2,561	福智町	70		70
みやま市	1,364		1,364	苅田町	872		872
糸島市	318		318	みやこ町	933	54	987
那珂川市	1,035		1,035	吉富町	54		54
宇美町	110		110	上毛町	248		248
篠栗町	15		15	築上町	534	18	552
				合計	41,889	1,581	43,470

（4）マイクロフィルム化

県文書及び市町村文書のうち、青焼き紙のため文字が消えかかっているもの等について、県文書54冊のマイクロフィルム撮影と複製フィルムの作成を行いました。累計で1,375冊です。

令和２年度　マイクロフィルム化リスト

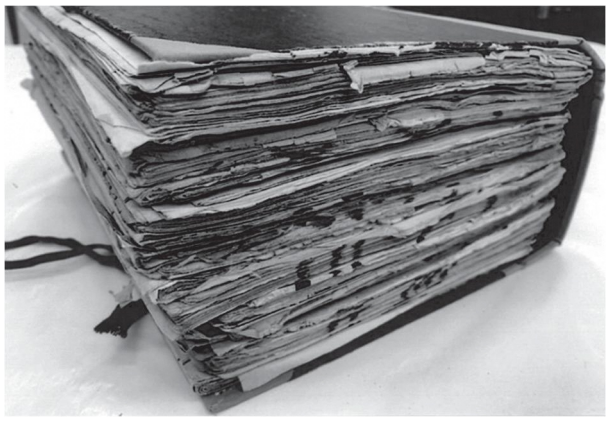
資料ID	移管元	資料名
1-1-0016184	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6151～6200）
1-1-0016185	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6201～6250）
1-1-0016186	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6251～6300）
1-1-0016187	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6301～6350）
1-1-0016188	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6351～6400）
1-1-0016089	福岡県	引揚者特別交付金請求書（4301～4350）
1-1-0016090	福岡県	引揚者特別交付金請求書（4351～4400）
1-1-0016091	福岡県	引揚者特別交付金請求書（4401～4450）
1-1-0016192	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6651～6600）
1-1-0016193	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6601～6650）
1-1-0016194	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6651～6700）
1-1-0016195	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6701～6750）
1-1-0016196	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6751～6800）
1-1-0016197	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6801～6850）
1-1-0016198	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6851～6900）
1-1-0016199	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6901～6950）
1-1-0016200	福岡県	引揚者特別交付金請求書（6951～7000）
1-1-0016201	福岡県	引揚者特別交付金請求書（7001～7050）
1-1-0016202	福岡県	引揚者特別交付金請求書（7051～7100）
1-1-0016203	福岡県	引揚者特別交付金請求書（7101～7150）
1-1-0016204	福岡県	引揚者特別交付金請求書（7151～7200）
1-1-0016210	福岡県	引揚者特別交付金請求書（7201～7250）
1-1-0016212	福岡県	引揚者特別交付金請求書（7251～7300）
1-1-0016249	福岡県	引揚者特別交付金請求書（7901～7950）
1-1-0016250	福岡県	引揚者特別交付金請求書（7951～8000）
1-1-0016251	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8001～8050）

1-1-0016252	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8051～8100）
1-1-0016253	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8101～8150）
1-1-0016254	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8151～8200）
1-1-0016255	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8201～8250）
1-1-0016256	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8251～8300）
1-1-0016257	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8301～8350）
1-1-0016258	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8351～8400）
1-1-0016259	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8401～8450）
1-1-0016260	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8451～8499）
1-1-0016261	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8500～8550）
1-1-0016262	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8551～8600）
1-1-0016263	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8601～8650）
1-1-0016264	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8651～8700）
1-1-0016265	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8701～8750）
1-1-0016266	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8751～8800）
1-1-0016267	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8801～8850）
1-1-0016268	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8851～8900）
1-1-0016270	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8901～8950）
1-1-0016283	福岡県	引揚者特別交付金請求書（8951～9000）
1-1-0016286	福岡県	引揚者特別交付金請求書（9001～9050）
1-1-0016292	福岡県	引揚者特別交付金請求書（9051～9100）
1-1-0016302	福岡県	引揚者特別交付金請求書（9101～9150）
1-1-0016303	福岡県	引揚者特別交付金請求書（9151～9200）
1-1-0016304	福岡県	引揚者特別交付金請求書（9201～9250）
1-1-0016305	福岡県	引揚者特別交付金請求書（9251～9300）
1-1-0016306	福岡県	引揚者特別交付金請求書（9301～9350）
1-1-0016307	福岡県	引揚者特別交付金請求書（9351～9400）
1-1-0016308	福岡県	引揚者特別交付金請求書（9401～9450）

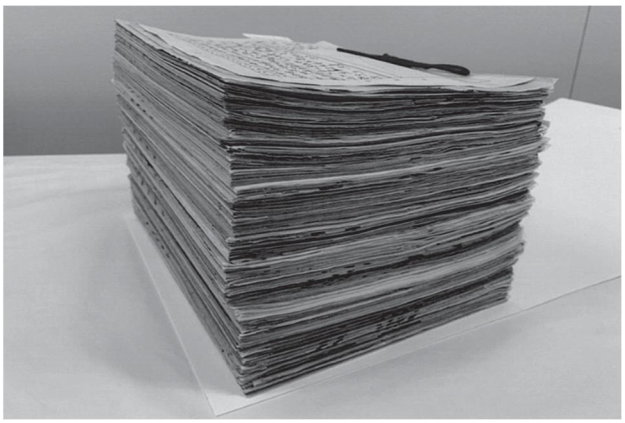
（5）補修・製本

移管された文書のうち、表紙や綴じ紐が外れかかっているもの及び虫食いや破損している状況にあるものを対象として、17 冊の補修を実施しました。移管後の補修・製本累計は 1,504 冊です。

補修前



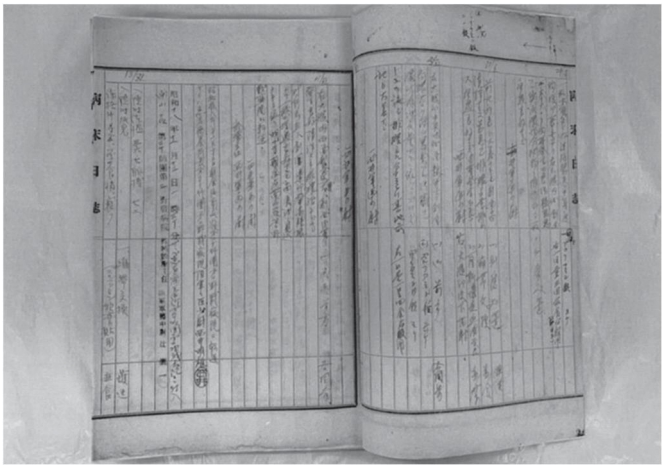
補修後



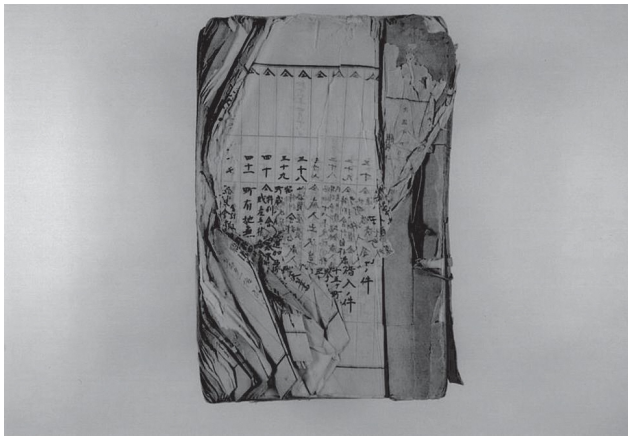
補修前



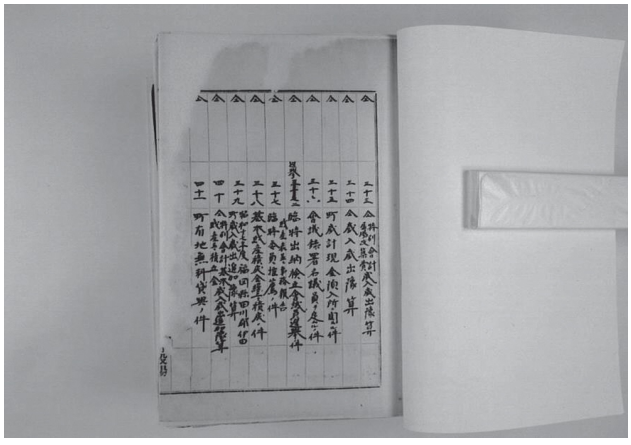
補修後



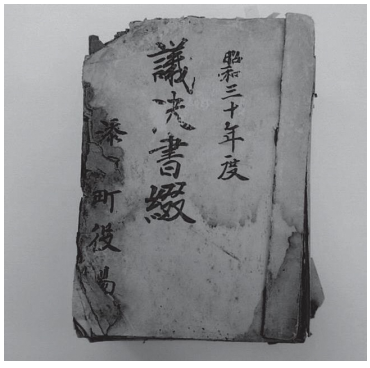
補修前



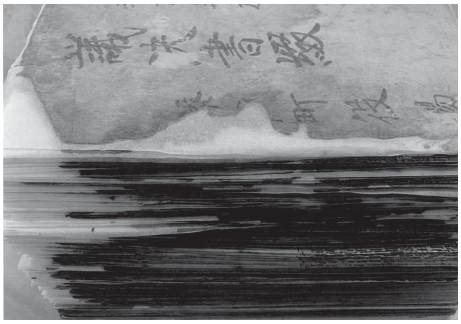
補修後



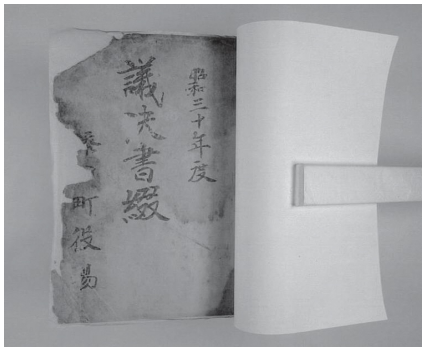
補修前



補修中



補修後



４　利用状況

（１）レファレンスの状況

Ｈ３０年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度
７３　件	４０　件	５４件

（２）特定歴史公文書の利用状況

	県文書	市町村文書	行政利用（県）	行政利用（市町村）	累計
平成３０年度	520 冊／89 件	228 冊／33 件	87 冊／19 件	153 冊／16 件	988 冊／157 件
令和元年度	677 冊／117 件	298 冊／30 件	97 冊／26 件	104 冊／11 件	1,176 冊／184 件
令和２年度	373 冊／91 件	145 冊／39 件	178 冊／27 件	144 冊／21 件	840 冊／178 件

【利用請求対象公文書一覧（福岡県）】

資料ＩＤ	資料名	移管元
1-1-0000334	地方交通線（対県要望）2	福岡県
1-1-0000335	地方バス（対県要望）	福岡県
1-1-0002073	地方交通線（対県要望）1	福岡県
1-1-0002311	対県要望	福岡県
1-1-0002420	地方交通線（対県要望）	福岡県
1-1-0003094	学生個人記録原簿	福岡県
1-1-0003966	大川インテリア産業リバイバルプラン1	福岡県
1-1-0004196	北九州都市圏交通体系整備推進協議会	福岡県
1-1-0004657	学生個人記録原簿	福岡県
1-1-0004658	学生個人記録原簿	福岡県
1-1-0004661	学生個人記録原簿	福岡県
1-1-0004666	学生個人記録原簿	福岡県
1-1-0004667	学生個人記録原簿（第8回卒業生　昭和36年3月）	福岡県
1-1-0004668	学生個人記録原簿	福岡県
1-1-0004669	学生個人記録原簿	福岡県
1-1-0005181	一般庁舎設計台帳（４７～４８）	福岡県
1-1-0005518	中国引揚者入校状況	福岡県
1-1-0005640	国鉄再建4	福岡県
1-1-0005830	公有林社寺有林台帳綴	福岡県
1-1-0007374	福岡県家畜改良増殖計画　昭和４０年次計画	福岡県
1-1-0007434	図で見る福岡県の農業	福岡県
1-1-0007472	畜産経営の現状と今後の展開方向	福岡県
1-1-0007538	福岡県の家畜頭羽数	福岡県
1-1-0007539	福岡県の家畜頭羽数	福岡県
1-1-0007540	福岡県の家畜頭羽数	福岡県
1-1-0007541	福岡県の家畜頭羽数	福岡県
1-1-0007543	福岡県の家畜頭羽数	福岡県
1-1-0007544	福岡県の家畜頭羽数	福岡県
1-1-0007550	福岡県の酪農事情	福岡県
1-1-0007559	福岡県の畜産事情について	福岡県
1-1-0008343	復旧基本計画協議２	福岡県
1-1-0008741	急傾斜地実態調査表2	福岡県
1-1-0008980	大川インテリア産業リバイバルプラン3	福岡県
1-1-0011561	公文書等実態調査調査表１４８	福岡県
1-1-0014258	辞令原簿(官員ノ部一種、1月～12月)	福岡県
1-1-0014373	辞令原簿(官員ノ部一種　1～12月)	福岡県
1-1-0014376	辞令原簿(4月～1月　第一部)	福岡県

資料ＩＤ	資料名	移管元
1-1-0015161	明治23年度筑後川沿水工費現金受払簿	福岡県
1-1-0015162	明治23年度筑後川沿水工費内訳簿	福岡県
1-1-0015163	明治23年度筑後川沿水工費概算支出簿	福岡県
1-1-0015164	明治24年度筑後川治水工費内訳簿	福岡県
1-1-0015191	引揚者遺族特別交付金請求書　(1～50)	福岡県
1-1-0015192	引揚者遺族特別交付金請求書　(51～100)	福岡県
1-1-0019628	引揚者特別交付金受給者（譲渡者）名簿　(無国籍・沖縄)	福岡県
1-1-0020732	庁舎建設（計量検定所久留米支所（財産）取得）	福岡県
1-1-0021088	引揚孤児関係事績	福岡県
1-1-0021089	引揚孤児養育申請に関する取扱内規	福岡県
1-1-0021112	水害関係事蹟（S28・6）	福岡県
1-1-0021113	被害状況写真	福岡県
1-1-0021117	松美の子どもの教育（S36・6）	福岡県
1-1-0021118	松美資料（S38・5）「ねうちをつけて美しく」	福岡県
1-1-0021119	さようなら松美分校（S52・3）	福岡県
1-1-0021125	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021126	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021127	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021128	想い出	福岡県
1-1-0021129	想い出	福岡県
1-1-0021130	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021131	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021132	あの日あの頃の想い出をここに秘めて	福岡県
1-1-0021133	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021137	あの日あの頃の想い出をここに秘めて	福岡県
1-1-0021138	あの日あの頃の想い出をここに秘めて	福岡県
1-1-0021139	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021140	おいたち	福岡県
1-1-0021141	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021142	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021143	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021144	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021145	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021146	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021147	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021148	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021149	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021150	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021151	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021152	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021153	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021154	百道松風園写真	福岡県
1-1-0021155	百道松風園（大判写真）	福岡県
1-1-0021156	百道松風園（バラ写真）	福岡県
1-1-0021442	土地区画整理事業換地計画の決定変更（香椎）	福岡県
1-1-0021443	土地区画整理事業換地計画の決定変更（香椎）	福岡県
1-1-0021444	土地区画整理事業換地計画の決定変更（香椎）	福岡県
1-1-0023273	普通財産（土地）処分	福岡県
1-1-0023936	軌道許認可	福岡県
1-1-0023945	軌道許認可	福岡県
1-1-0023948	軌道許認可	福岡県
1-1-0024051	軌道許認可	福岡県
1-1-0024052	軌道許認可	福岡県
1-1-0024054	軌道許認可	福岡県
1-1-0024056	軌道許認可	福岡県
1-1-0024057	軌道許認可	福岡県
1-1-0024058	軌道許認可	福岡県
1-1-0024083	軌道許認可	福岡県
1-1-0024277	陸軍病床日誌　100	福岡県

資料ＩＤ	資料名	移管元
1-1-0024278	陸軍病床日誌　101	福岡県
1-1-0024279	陸軍病床日誌　102	福岡県
1-1-0024280	陸軍病床日誌　103	福岡県
1-1-0024281	陸軍病床日誌　104	福岡県
1-1-0024282	陸軍病床日誌　105	福岡県
1-1-0024283	陸軍病床日誌　106	福岡県
1-1-0024284	陸軍病床日誌　107	福岡県
1-1-0024285	陸軍病床日誌　108	福岡県
1-1-0024286	陸軍病床日誌　109	福岡県
1-1-0024287	陸軍病床日誌　110	福岡県
1-1-0024288	陸軍病床日誌　111	福岡県
1-1-0024289	陸軍病床日誌　112	福岡県
1-1-0024290	陸軍病床日誌　113	福岡県
1-1-0024291	陸軍病床日誌　114	福岡県
1-1-0024292	陸軍病床日誌　115	福岡県
1-1-0024293	陸軍病床日誌　116	福岡県
1-1-0024294	陸軍病床日誌　117	福岡県
1-1-0024295	陸軍病床日誌　118	福岡県
1-1-0024296	陸軍病床日誌　119	福岡県
1-1-0024297	陸軍病床日誌　120	福岡県
1-1-0024298	陸軍病床日誌　121	福岡県
1-1-0024299	陸軍病床日誌　122	福岡県
1-1-0024300	陸軍病床日誌　123	福岡県
1-1-0024301	陸軍病床日誌　124	福岡県
1-1-0024302	陸軍病床日誌　125	福岡県
1-1-0024303	陸軍病床日誌　126	福岡県
1-1-0024304	陸軍病床日誌　127	福岡県
1-1-0024305	陸軍病床日誌　128	福岡県
1-1-0024306	陸軍病床日誌　129	福岡県
1-1-0024307	陸軍病床日誌　130	福岡県
1-1-0024308	陸軍病床日誌　131	福岡県
1-1-0024309	陸軍病床日誌　132	福岡県
1-1-0024310	陸軍病床日誌　133	福岡県
1-1-0024311	陸軍病床日誌　134	福岡県
1-1-0024312	陸軍病床日誌　135	福岡県
1-1-0024313	陸軍病床日誌　136	福岡県
1-1-0024314	陸軍病床日誌　137	福岡県
1-1-0024315	陸軍病床日誌　138	福岡県
1-1-0024316	陸軍病床日誌　139	福岡県
1-1-0024317	陸軍病床日誌　140	福岡県
1-1-0024318	陸軍病床日誌　141	福岡県
1-1-0024319	陸軍病床日誌　142	福岡県
1-1-0024320	陸軍病床日誌　143	福岡県
1-1-0024321	陸軍病床日誌　144	福岡県
1-1-0024322	陸軍病床日誌　145	福岡県
1-1-0024323	陸軍病床日誌　146	福岡県
1-1-0024324	陸軍病床日誌　147	福岡県
1-1-0024325	陸軍病床日誌　148	福岡県
1-1-0024326	陸軍病床日誌　149	福岡県
1-1-0027745	県営土地改良事業計画決定（昭和池地区老ため）	福岡県
1-1-0028739	公有水面埋立免許	福岡県
1-1-0028761	公有水面埋立免許（河川台帳）	福岡県
1-1-0030096	軌道許認可	福岡県
1-1-0031781	福岡県バス対策協議会	福岡県
1-1-0031782	福岡県バス対策協議会	福岡県
1-1-0031783	福岡県バス対策協議会	福岡県
1-1-0031784	福岡県バス対策協議会	福岡県
1-1-0031785	福岡県バス対策協議会	福岡県
1-1-0031786	福岡県バス対策協議会	福岡県

資料ＩＤ	資料名	移管元
1-1-0032520	軌道許認可	福岡県
1-1-0032521	軌道許認可	福岡県
1-1-0032523	軌道許認可	福岡県
1-1-0035760	軌道許認可	福岡県
1-1-0035761	軌道許認可	福岡県
1-1-0035763	軌道許認可	福岡県
1-1-0036386	軌道許認可	福岡県
1-1-0036387	軌道許認可	福岡県
1-1-0036388	軌道許認可	福岡県
1-1-0036389	軌道許認可	福岡県
1-1-0036390	軌道許認可	福岡県
1-1-0036391	軌道許認可	福岡県
1-1-0036392	軌道許認可	福岡県
1-1-0036752	福岡県営公園　東公園　　概記　　西公園　　大濠公園	福岡県
1-1-0036753	福岡県営公園　東公園　　概記　　西公園　　大濠公園	福岡県
1-1-0038444	筑豊地域振興大綱（上山田線跡地関係綴）	福岡県
1-1-0039758	軌道許認可（車両設計変更認可）	福岡県
1-1-0039759	軌道許認可	福岡県
1-1-0039911	交通施設一承認（福岡都市計画道路　西新通線、地行百道線）	福岡県
1-1-0039926	公共空地の決定及び変更（地行中央・百道中央・西油山中央公園）	福岡県
1-1-0039943	公共空地の決定及び変更の承認（百道一号・百道二号緑道）	福岡県
1-1-0041739	土地区画整理組合換地計画認可申請（宗像市・池浦土地区画整理事業換地計画）	福岡県
1-1-0041740	土地区画整理組合換地計画認可申請（宗像市・池浦土地区画整理事業換地計画　換地処分完了）	福岡県
1-1-0045351	軌道許認可*（変電所）	福岡県
1-1-0045352	軌道許認可*（筒井橋梁架替）	福岡県
1-1-0045353	軌道許認可*	福岡県
1-1-0045354	軌道許認可*	福岡県

【利用請求対象公文書一覧（市町村）】

資料ＩＤ	資料名	移管元
1-2-0001355	遺族引揚者給付金受給受付簿	八女市
1-2-0001373	引揚者用公営住宅建築に関する書類綴り	八女市
1-2-0001375	引揚者遺族給付金受給台帳	八女市
1-2-0002460	S21引揚者名簿転出綴（苅田地区）	苅田町
1-2-0002461	S20戦災罹災者：外地引揚者配給事績	苅田町
1-2-0002936	引揚者物資配給表	宮若市
1-2-0002945	昭和26年　引揚者名簿	宮若市
1-2-0002949	引揚者関係事績	宮若市
1-2-0002950	引揚者関係事績	宮若市
1-2-0003807	昭和30年度　引揚者台帳　福祉第1	嘉麻市
1-2-0003880	昭和21年起　戦災者名簿　山田町	嘉麻市
1-2-0005433	民生・文教委員会記録（昭和29年～昭和50年）	遠賀町
1-2-0005438	総務・財政委員会記録（昭和28年～昭和50年）	遠賀町
1-2-0005440	土木・経済委員会記録（昭和28年～昭和50年）	遠賀町
1-2-0005442	各特別委員会記録（昭和37年～昭和53年）２－１	遠賀町
1-2-0005443	各特別委員会記録（昭和37年～昭和53年）２－２	遠賀町
1-2-0005574	議事録（昭和48年）３－１	遠賀町
1-2-0005575	議事録（昭和48年）３－２	遠賀町
1-2-0005576	議事録（昭和48年）３－３	遠賀町
1-2-0005870	転入証明書（古川村役場）	筑後市
1-2-0006404	朝園引揚者住宅（含土地）払下	筑前町
1-2-0012506	学校調査雑統計綴	大牟田市
1-2-0012572	昭和二十九年令達綴（一）	大牟田市
1-2-0012614	昭和八年市會提出原案綴　大牟田市役所	大牟田市
1-2-0012621	昭和十一年市會提出原案綴　二冊ノ内二　大牟田市役所	大牟田市
1-2-0012640	昭和九年市會提出原案綴　大牟田市役所	大牟田市
1-2-0012661	昭和二十二年市議會関係書類　第一號　大牟田市役所	大牟田市
1-2-0012667	昭和二十四年市議會會議結果報告　大牟田市役所	大牟田市

資料ＩＤ	資料名	移管元
1-2-0012696	昭和二十四年市議會関係書類綴　大牟田市役所	大牟田市
1-2-0012733	昭和23年大牟田市議会会議録	大牟田市
1-2-0012735	昭和二十年大牟田市會・参事會議案　小川書記	大牟田市
1-2-0012756	昭和二十四年市議會提出原案綴　條例　大牟田市役所	大牟田市
1-2-0012757	昭和二十五年度市議會提出原案綴　大牟田市役所	大牟田市
1-2-0013001	明治45年町会事蹟	飯塚市
1-2-0013143	昭和39年度　決算特別委員会事蹟（昭和38年度分）	飯塚市
1-2-0013144	昭和45年度　決算特別委員会事蹟	飯塚市
1-2-0013145	昭和39年度　決算特別委員会事蹟	飯塚市
1-2-0013146	昭和40年度　決算特別委員会事蹟	飯塚市
1-2-0013147	昭和42年度　飯塚市歳入歳出決算特別委員会事蹟	飯塚市
1-2-0013148	昭和43年度　飯塚市歳入歳出決算特別委員会事蹟	飯塚市
1-2-0013149	昭和44年度　決算特別委員会事蹟	飯塚市
1-2-0013881	昭和46年度　決算特別委員会事績　飯塚市	飯塚市
1-2-0014290	昭和47年度　決算成果説明書　飯塚市	飯塚市
1-2-0014407	昭和37年市議会結果報告　庶務課	飯塚市
1-2-0014421	昭和36年市議会議案綴（1）　庶務課	飯塚市
1-2-0014470	昭和40年度　市議会議案綴　その1　庶務課	飯塚市
1-2-0014639	明治42年　庶務事蹟	飯塚市
1-2-0014679	昭和42年　第6・7回市議会議案綴　庶務課	飯塚市
1-2-0014794	昭和56年度　市政功労者・市職員表彰事蹟　人事課	飯塚市
1-2-0016885	昭和46年度　飯塚市予算書　財政課	飯塚市
1-2-0016886	昭和47年度　飯塚市予算書　財政課	飯塚市
1-2-0016895	昭和38年度　飯塚市予算書　財政課	飯塚市
1-2-0016896	昭和39年度　飯塚市予算書　財政課	飯塚市
1-2-0016897	昭和41年度　飯塚市予算書　財政課	飯塚市
1-2-0016898	昭和42年度　飯塚市予算書　財政課	飯塚市
1-2-0016899	昭和43年度　飯塚市予算書　財政課	飯塚市
1-2-0016900	昭和44年度　飯塚市予算書　財政課	飯塚市
1-2-0016901	昭和45年度　飯塚市予算書　財政課	飯塚市
1-2-0017036	昭和44年2月起　幸袋線関係事蹟	飯塚市
1-2-0017037	国鉄幸袋線関係事蹟	飯塚市
1-2-0017039	昭和40年　交通運輸関係事蹟	飯塚市
1-2-0017040	幸袋線関係資料2	飯塚市
1-2-0017041	国鉄幸袋線関係資料1	飯塚市
1-2-0017057	上山田線関係書	飯塚市
1-2-0017058	上山田線関係書2	飯塚市
1-2-0017059	上山田線関係書3	飯塚市
1-2-0017061	特定地方交通線事蹟	飯塚市
1-2-0017062	特定地方交通線事蹟	飯塚市
1-2-0017063	ローカル線関係書	飯塚市
1-2-0017110	韓国・琉球引揚関係事績	飯塚市
1-2-0017123	在外資産、払戻事蹟	飯塚市
1-2-0017276	昭和21年度　遺族援護事蹟	飯塚市
1-2-0017279	昭和19年以降　軍人援護事蹟	飯塚市
1-2-0017544	昭和54年度　防衛施設周辺民生安定(漁民研修施設)整備事業関係	芦屋町
1-2-0017599	一類二項60号　昭・31年　庶務事績(渉外)	芦屋町
1-2-0017603	一類二項58号　昭・29年　庶務事績(渉外)	芦屋町
1-2-0017610	宗教法人に関する綴	芦屋町
1-2-0019542	引揚申告書綴　S30.9-31.9	みやま市
1-2-0021396	旧幸袋線図面　建設部土木課	飯塚市
1-2-0023477	昭和61年度～63年度　上山田線存続期成会・上山田線特定地方交通線対策協議会に関する事蹟　第2次赤字線廃止	桂川町
1-2-0024852	地方バス路線対策	みやこ町
1-2-0024853	平成12年度～地域バス対策協議会	みやこ町
1-2-0027072	廃止条例綴　S29～	久留米市
1-2-0027354	昭和60年度　室木線転換促進関連事業実績	鞍手町
1-2-0027355	昭和61年度　室木線転換促進関連事業計画申請書綴	鞍手町
1-2-0027356	室木線転換促進関連事業丈量図（昭和61年頃）	鞍手町
1-2-0028354	昭和３７年　本会議事績　第１回～第１０回（昭37　本会議事蹟　（その4））	飯塚市
1-2-0028389	昭和４４年　本会議事績　第１回～第９回（昭44　本会議事蹟　第1・2回）	飯塚市
1-2-0031064	例規綴（昭、三十より　昭、三十四まで）	久留米市
1-2-0031065	例規綴（自昭和35年起　至昭和四十六年）	久留米市
1-2-0031121	原本・条例綴（自昭和三十年　至昭和三十四年）	久留米市
1-2-0031122	原本・条例綴（自昭和三十五年　至昭和三十九年）	久留米市
1-2-0031123	原本・条例綴（自昭和四十年　至昭和四十二年）	久留米市
1-2-0031124	原本・条例綴（自昭和四十三年　至昭和四十六年）	久留米市
1-2-0033499	聯合軍指令に関する綴　社會	大任町
1-2-0037586	バス路線時期	柳川市
1-2-0038347	昭和63年度4月　平成2年度3月　ネガストック企画No2　上山田線の写真	嘉麻市
1-2-0043768	大川市ブランディングプロジェクト	大川市

５　普及・啓発

（１）　展示

当館１階展示室において、以下のとおり展示会を開催しました。

		タイトル	期間	観覧者数
常設展		公文書にみる福岡のあゆみ －福岡県の誕生と市町村合併－	－	－
	特集	行政資料の世界	令和２年６月２日 ～9月27日	77名
	特集	公文書と害虫 ～蝙虫防除からIPMまで～	令和２年10月６日 ～12月27日	129名
	特集	公文書のいろいろ ～記録の方法はさまざまです～	令和３年１月８日 ～3月31日	115名

また多くの方々に当館の取組を知っていただくため、出張展示を行いました。

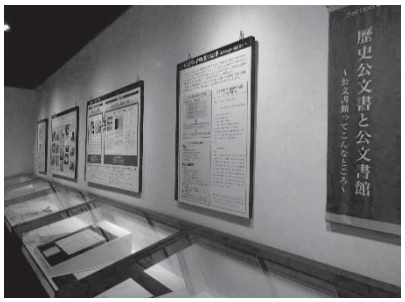
	会場	期間
出張展示	アクロス福岡	令和２年７月27日 ～8月２日
	福岡県庁ロビー	令和３年２月16日 ～2月26日
	みやま市立図書館　市民ギャラリーkusu-kusu	令和３年３月２日 ～3月14日
	大木町図書・情報センター　こっぽーっとギャラリー	令和３年３月16日 ～3月28日

常設展「公文書にみる福岡のあゆみ　― 福岡県の誕生と市町村合併 ―」

【展示概要】

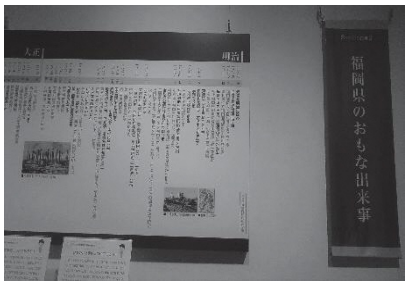
１．歴史公文書と公文書館　～ 公文書館ってこんなところ ～

平成２４年１１月、福岡県と県内５８の市町村（政令市を除く）とが共同で設置・運営するという全国初のスタイルで「福岡共同公文書館」は開館しました。公文書館設置に大きく寄与した公文書管理法、そして公文書館ではどういう業務を行っているのかなどを、パネルと公文書で紹介しています。



２．福岡県のおもな出来事

明治から令和にいたる約１５０年間に起こった、国や県内の主な出来事についての年表を展示しています。廃藩置県や各法律の公布、戦争といった国の動きと、市制施行等の県内の動きを並立させ、国策と地方自治の関連性を学ぶことができます。



３．福岡県の誕生とそのあゆみ　～ 明治から昭和にかけて ～



明治４年の廃藩置県により福岡県が置かれ、明治９年に現在の県域が確定しました。福岡県の成立から戦後初めての民選知事が誕生するまでの７０年間にわたる福岡県のあゆみを、行政の動きを中心に紹介しています。地租改正、議会の設置、市制・町村制の施行、郡制の施行と廃止など、関連する当館所蔵の古い公文書を展示しています。

４．福岡県と市町村合併



近代以降、政府主導による大規模な合併が、明治・昭和・平成の３回にわたり行われました。福岡県には、明治の大合併以前は１，９５８の町村がありました。この３度の合併を経て、現在では６０市町村となっています。各大合併についての概要や、平成の大合併に関する様々な手続きについて、パネルと所蔵資料で紹介しています。

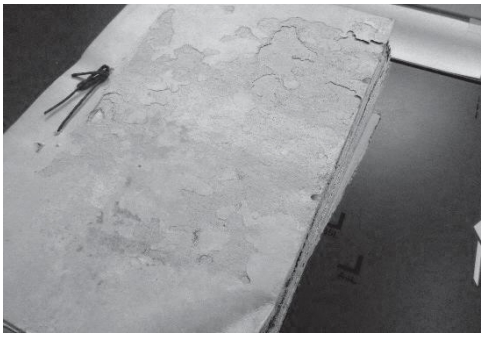
５．特集

①行政資料の世界



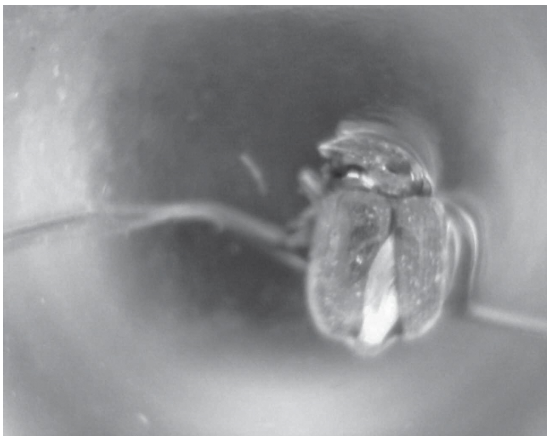
福岡共同公文書館の閲覧室には、福岡県や福岡県内市町村が作成した行政刊行物（＝行政資料）をたくさん置いています。しかし、一般書籍と異なり、表紙やタイトルも専門的で、どういう場面でどのように活用したらよいかわかりにくい資料も多いです。この特集では、「暮らし」「お金」「まちの過去、未来」「議会」「教育」「データ」というテーマを設定し、実は私たちの生活に密着した情報がたくさん載っている行政資料の数々を紹介しました。

②公文書と害虫　～蝗虫防除から IPM まで～



公文書を「永久に保存する」ために、〈害虫〉や〈カビ〉から守ることも公文書館の大事な使命です。近年文化財保存の分野では、化学薬剤だけに頼らない、予防を中心とした生物被害対策である IPM（Integrated Pest Management 総合的有害生物管理）という考え

方が普及してきました。この特集では、2020 年国際植物防疫年にちなんで、螟虫（ニカメイガ・サンカメイガ）の駆除事業にはじまる、近現代の福岡県の農業や衛生分野での病虫害防除・防疫に関連した資料、文化財分野の生物被害とその対策、福岡共同公文書館の取組みの一部を紹介しました。



③公文書のいろいろ　～記録の方法はさまざまです～

コロナ禍において、急速に進みつつある社会のデジタル化。まだまだ「紙」が主役の公文書ですが、そんな社会の変化に合わせて「デジタルデータ」への転換が図られています。翻って過去の公文書を紐解くと、「紙」以外にも「レコード」「カセットテープ」「CD」など、その時代に応じた記録媒体が付属していることがあります。

また広報のために使用された「のぼり旗」、誘致活動のために作成された「はちまき」なども行政活動の成果として残された貴重な資料のひとつです。この特集では、当館に所蔵されている音声や映像など、「紙」以外の公文書を紹介しました。



出張展示「福岡共同公文書館パネル展 」

「福岡共同公文書館」の存在をより多くの方に知っていただくために、県内各地の施設をお借りして「マンガで見る福岡共同公文書館」「公文書のライフサイクル」などの説明パネルや過去の企画展に用いたポスターを設置しました。

訪れた方は色とりどりのポスターや説明パネルを興味深そうに見ていました。

今後も引き続き出張展示を行い、公文書館の知名度向上に努めてまいります。

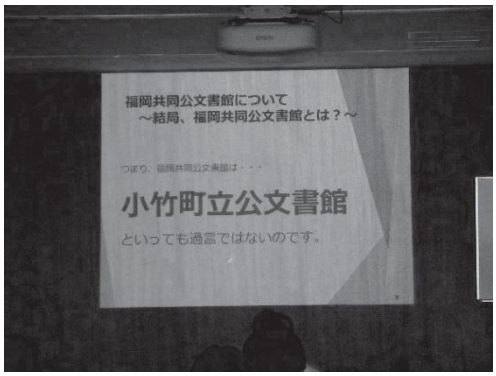


（２）研修会

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、例年実施している市町村職員を対象とする集合研修が実施できなかった中で、令和２年７月には、小竹町へ出向き「歴史公文書の選別に関する研修会」を実施しました。各課の職員の皆様に、公文書館の役割を知っていただくとともに、文書選別のポイントや行政利用の方法等について説明を行いました。



当館では、市町村の皆様からの要望に応じ、皆様のもとへ出向いての研修会の開催を随時実施しております。「オンライン研修」の開催も可能ですので、ぜひお気軽にご相談ください。



（３）広報

年報第８号（９月）と福岡共同公文書館だより第１６号（７月）及び第１７号（３月）を発行しました。

また、紙媒体のほかにも、ホームページ・ブログ・フェイスブック・ツイッターなどインターネットを通じた広報活動も実施しています。幅広い世代の方に、福岡共同公文書館の存在と魅力を知っていただくため、今後も様々な情報発信を行っていきます。



（４）デジタル化

当館が所蔵する文書のうち利用が見込まれるものを中心にデジタルデータ化し、非公開情報が含まれない部分について当館ホームページから閲覧できるようにして公開することにより、特定歴史公文書の普及促進を図るものです。

デジタル化実績	Ｈ２４～２９	Ｈ３０年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度	累計
（公開冊数）	３８５冊	１７冊	２０冊	３６冊	４５８冊

6　施設利用状況

	年度	Ｈ３０年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度
来館者の状況	来館者数	３，９３１ 人	３，４５３ 人	１，１６４人
	開館日数	２８５ 日	２５７ 日	２５７日
	一日平均	１４ 人	１４ 人	５人

（１）展示室・閲覧室の利用状況

	年度	Ｈ３０年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度
利用者数	展示室	３，５６６ 人	２，４１４ 人	３２１人
	閲覧室	１，３９２ 人	９７６ 人	２７３人

（２）研修室の利用状況

年度	Ｈ３０年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度
一般利用	１６５ 人／　５件	４３０ 人／１０件	３２９人／１５件
視察対応	６６３ 人／１３件	７３０ 人／１５件	０人／０件
自主事業	５３１ 人／１２件	１００ 人／　３件	０人／０件
その他	０ 人／　０件	３ 人／　１件	３１人／３件
合計	１，３５９ 人／３０件	１，２６３ 人／２９件	３６０人／１８件

（３）会議室の利用状況

年度	Ｈ３０年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度
一般利用	３２ 人／　４件	５８１ 人／３５件	１９５人／３５件
視察対応	５３ 人／　８件	５ 人／　１件	０人／０件
自主事業	８７ 人／１６件	２５ 人／　４件	０人／０件
その他	１１ 人／　２件	３１ 人／　６件	５人／３件
合計	１８３ 人／３０件	６４２人／４６件	２００人／３８件

（４）視察・見学の受入状況

Ｈ３０年度	Ｒ１年度	Ｒ２年度
９９９ 人／４１件	７７４ 人／２５件	７５人／１７件

Ⅲ 参 考 資 料

福岡共同公文書館常設展

公文書にみる福岡のあゆみ
～福岡県の誕生と市町村合併～

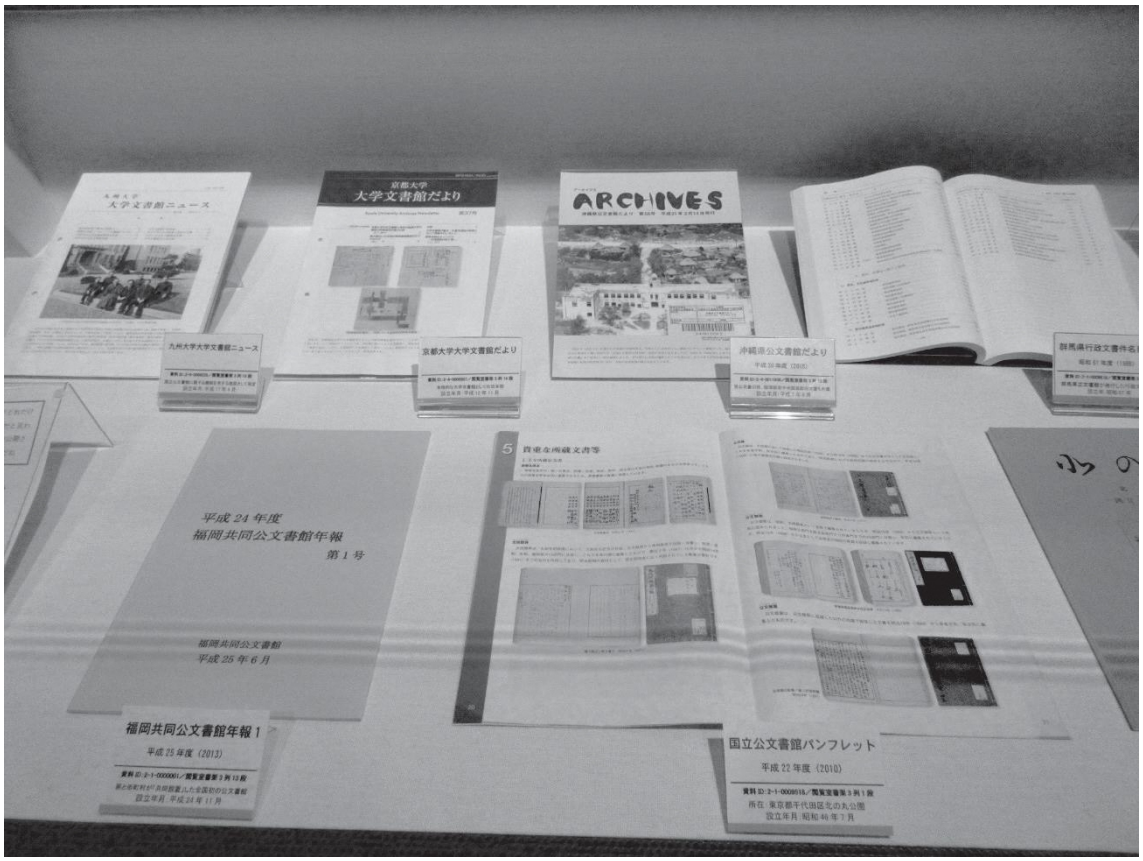


▲　明治４年 福岡県の誕生（複製）

令和2年度常設展特集①

「行政資料の世界」

展示資料目録



令和2年6月2日（火）～9月27日（日）

福岡共同公文書館

タイトル	資料情報	作成年度	資料 ID・書架 ID
１、全国の公文書館			
国立公文書館パンフレット	（独）国立公文書館	平成 22 年度	2-1-0009518 閲覧室 3 列 1 段
北の丸―国立公文書館報 51―	（独）国立公文書館	平成 30 年度	2-4-0012209 閲覧室 3 列 1 段
文書館ニュース	山口県文書館		2-3-0000067 閲覧室 3 列 10 段
福岡共同公文書館年報 1	福岡共同公文書館	平成 25 年度	2-1-0000001 閲覧室 3 列 13 段
秋田県公文書館パンフレット	秋田県公文書館		2-3-0000034 閲覧室 3 列 3 段
群馬県行政文書件名目録 1	群馬県立文書館	昭和 61 年度	2-1-0009518 閲覧室 3 列 5 段
沖縄県公文書館だより	沖縄県文化振興会	平成 30 年度	2-4-0011936 閲覧室 3 列 13 段
京都大学大学文書館だより	京都大学文書館		2-4-0005507 閲覧室 3 列 13 段
九州大学大学文書館ニュース	九州大学文書館		2-4-0009229 閲覧室 3 列 15 段
２、アーカイブズ関連書籍			
記録遺産を守るために―公文書館法の意義と今後の課題―	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会	昭和 63 年度	2-4-0011099 閲覧室 3 列 16 段
記録と史料 第 9 号	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会	平成 10 年度	2-3-0000091 閲覧室 3 列 16 段
データにみる市町村合併と公文書保存	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会	平成 15 年度	2-3-0000105 閲覧室 3 列 16 段
アーカイブズ学要論	中京大学社会科学研究所／上代庸平	平成 25 年度	2-3-0000444 閲覧室 3 列 16 段
市町村における公文書管理方法に関する調査報告	（公財）東京市町村自治調査会	平成 25 年度	2-3-0000189 閲覧室 3 列 16 段
３、暮らしのこと			
福岡県だより	福岡県	令和元年度	2-1-0000004 閲覧室 19 列 1 段
広報ふくつ　2016.12.1 号	福津市	平成 28 年度	2-4-0005374 閲覧室 19 列 15 段
広報ささぐり	篠栗町	平成 31 年度	2-4-0011998 閲覧室 20 列 13 段
志免町暮らしの便利帳	志免町	平成 28 年度	2-4-0006381 閲覧室 12 列 23 段
太宰府市市民便利帳	太宰府市	平成 29 年度	2-4-0009508 閲覧室 12 列 2 段

暮らしの便利帳　多文化共生ガイドブック（英語版）	小郡市	平成 24 年度	2-2-0000986 閲覧室 11 列 35 段
暮らしの便利帳　多文化共生ガイドブック（中国語版）	小郡市	平成 24 年度	2-2-0000987 閲覧室 11 列 35 段
暮らしの便利帳　多文化共生ガイドブック（韓国語版）	小郡市	平成 24 年度	2-2-0000988 閲覧室 11 列 35 段
４、お金のこと			
平成 23 年度　予算に関する説明書	福岡県	平成 23 年度	2-1-0004525 閲覧室 9 列 27 段
平成 24 年度　福岡県歳入歳出決算審査意見書	福岡県	平成 25 年度	2-1-0024502 閲覧室 9 列 5 段
福岡県の予算	福岡県	平成 30 年度	2-4-0009204 閲覧室 9 列 4 段
わかりやすい決算書　宮若市マネーブック	宮若市	平成 29 年度	2-4-0007696 閲覧室 18 列 16 段
県税のしおり	福岡県	令和元年度	2-4-0012793 閲覧室 9 列 2 段
くらしをささえる税金	福岡県	令和 2 年度	2-4-0014677 閲覧室 9 列 2 段
５、過去のこと・未来のこと			
福岡県史	福岡県／ 西日本文化協会	平成 9 年度	2-1-0009587 閲覧室 1 列 1 段
田主丸町誌	田主丸町誌編集委員会	平成 10 年度	2-2-0002055 閲覧室 1 列 10 段
年表と写真で見る大牟田市の 100 年	大牟田市史編さん委員会	平成 28 年度	2-4-0007415 閲覧室 1 列 9 段
福岡県戦後 50 年の歩み	福岡県総務部県政情報課	平成 7 年度	2-1-0011530 閲覧室 2 列 15 段
田川市市勢要覧	田川市	平成 27 年度	2-4-0010020 閲覧室 11 列 2 段
福岡県総合計画	福岡県企画・地域振興部総合政策課	平成 23 年度	2-1-0019907 閲覧室 5 列 27 段
筑前町総合計画　ちくぜん未来物語	筑前町企画政策課	平成 18 年度	2-2-0001250 閲覧室 12 列 38 段
６、議会のこと			
県議会資料	福岡県	平成 30 年度	閲覧室 9 列 29・30 段
小川知事あいさつ要旨	福岡県議会事務局	令和元年度	2-4-0012479 閲覧室 9 列 30 段
議会の概要	福岡県議会事務局	平成 19 年度	2-4-0010476 閲覧室 9 列 26 段
県議会会議録	福岡県	平成 19 年度	2-4-0010436 閲覧室 9 列 26 段

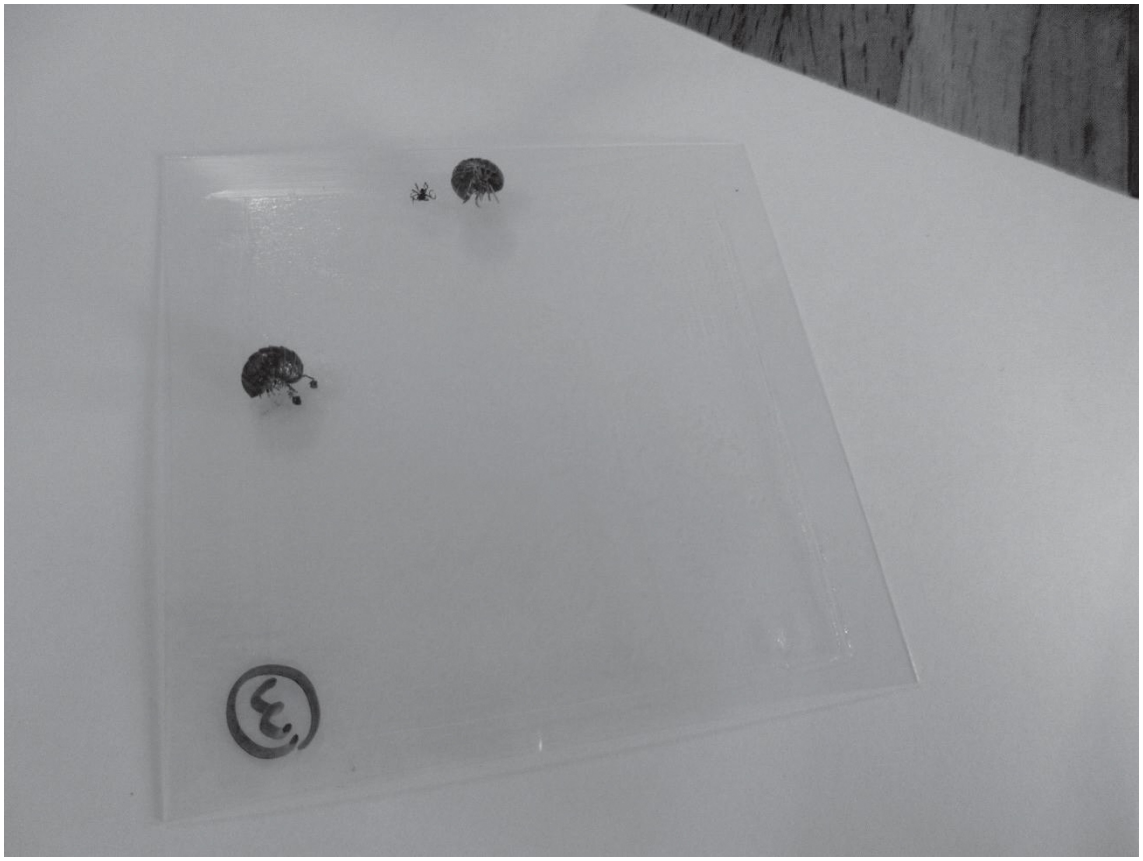
大野城市議会だより	大野城市議会広報委員会	令和元年度	2-2-0000765 閲覧室 11 列 44 段
遠賀議会だより	遠賀町議会広報調査特別委員会	平成 29 年度	2-2-0000785 閲覧室 12 列 33 段
詳説福岡県議会史 明治篇下	福岡県議会事務局	昭和 28 年度	2-1-0017292 閲覧室 1 列 7 段
７、教育のこと			
閉課程記念誌	福岡県立修猷館高等学校定時制課程閉課程記念事業編集委員会		2-1-0019459 閲覧室 10 列 8 段
教育便覧	福岡県教育庁教育総務部総務企画課	平成 30 年度	2-4-0009419 閲覧室 10 列 2 段
学校週５日制 Q&A	福岡県教育委員会	平成 4 年度	2-1-0011235 閲覧室 10 列 3 段
4 月から第 4 土曜日も学校が休みになります	福岡県教育委員会	平成 7 年度	2-1-0023873 閲覧室 10 列 3 段
田川市教育大綱	田川市	平成 27 年度	2-4-0010022 閲覧室 11 列 22 段
八女ふる里学	八女市／ 八女市教育委員会	平成 26 年度	2-4-0001846 閲覧室 11 列 27 段
おかがきナビ　岡垣町総合学習副読本	岡垣町教育総務課	平成 25 年度	2-2-0000881 閲覧室 12 列 32 段
８、さまざまなデータ			
福岡県統計年鑑	福岡県企画・地域振興部調査統計課	平成 30 年度	2-4-0011947 閲覧室 5 列 3 段
統計からみた`98 福岡県のすがた	福岡県企画振興部調査統計課	平成 10 年度	2-1-0006090 閲覧室 5 列 5 段
糸島市統計白書	糸島市企画部経営戦略課	平成 30 年度	2-4-0012064 閲覧室 12 列 16 段
ことしの事業と統計	田川市役所総務部総合政策課	令和元年度	2-4-0013837 閲覧室 11 列 22 段


福岡共同公文書館　常設展
特集
公文書と害虫
～蝗虫防除からIPMまで～

令和2年度常設展特集②

「公文書と害虫　～蝋虫（めいちゅう）防除からIPMまで～」

展示資料目録



令和2年10月6日（火）～12月27日（日）

福岡共同公文書館

タイトル	資料情報	完結年度	資料 ID
１、文化財 IPM と公文書館			
総丈量野取図帳・開墾地届・土地台帳(2/24) (明治 21 年　東　総丈量野取図帳　穂波郡九郎丸村)	桂川町公文書	明治 21 年度	1-2-0023521
総丈量野取図帳（松末村）	朝倉市公文書	明治 21 年度	1-2-0025431
大正 5 年度　支払證憑書会議費	桂川町公文書	大正 5 年度	1-2-0023519
村会事蹟（高田村）	みやま市公文書	昭和 29 年度	1-2-0036286
中間唐戸県費補助事業	中間市公文書	平成 17 年度	1-2-0004027
館内の取組みのご紹介			
古文書保存・整理の手引き【改訂版】	新潟県歴史資料 保存活用連絡協議会	平成 29 年 3 月	2-4-0006552
記録と史料　Records & Archives　第 20 号	全国歴史史料 保存利用機関 連絡協議会	平成 22 年 3 月	2-3-0000102
広報ちくご　2010 年度　11 月号	筑後市行政資料	平成 22 年 11 月	2-2-0001168
（パネル）福岡県史　近代史料編[10]　福岡農法	福岡県／ (財)西日本文化協会	昭和 62 年 3 月	2-1-0009627
福岡県における螟蟲（めいちゅう）駆除豫防の沿革 病害虫駆除豫防資料第１５号	福岡県公文書	大正 15 年 3 月	1-1-0007432
（パネル）福岡県史　近代史料編[20]　福岡勧業雑誌	福岡県／ (財)西日本文化協会	平成 3 年 3 月	2-1-0009666
二川村会決議録 八女郡二川村役場	筑後市公文書	明治 29 年度	1-2-0005938
議事録　友枝村会	上毛町公文書	明治 32 年度	1-2-0001679
姫治村郡諸令達綴	うきは市公文書	大正 12 年度	1-2-0010497
三輪村告示綴	筑前町公文書	昭和 17 年度	1-2-0006557
昭和二十七年　告示関係書類綴	芦屋町公文書	昭和 19 年度	1-2-0017601
福岡県八女郡是（第１回・第２回）	八女市公文書	明治 32 年度	1-2-0001218
（パネル）主基齋田の經過概要	福岡県公文書	昭和 5 年度	1-1-0030546
（パネル）農務事蹟	福岡県公文書	大正１年度	1-1-0003188
２、〈衛生害虫〉の登場と薬剤による消毒・駆除			
蚊とハエをなくすために	福岡県公文書	昭和 29 年度	1-1-0007257
調べよう!身近な害虫図鑑 1	福岡県立図書館 蔵書	平成 25 年 12 月	工藤 美也子／著 汐文社
町議会協議会事蹟	小竹町公文書	昭和 28 年度	1-2-0018508
S28.6 水害関係書類	みやま市公文書	昭和 28 年度	1-2-0019489
昭和 27 年　福岡県県下・水系爆発赤痢記録	福岡県行政資料	昭和 28 年 2 月	2-1-0011632

昭和 33 年　福岡県山田市木城炭坑集団赤痢記録	福岡県行政資料	昭和 34 年 3 月	2-1-0011629
昭和 37 年 8 月　御影丸コレラ記録	福岡県行政資料	昭和 38 年 8 月	2-1-0011649
告示綴	柳川市公文書	昭和 45 年度	1-2-0037263
植物防疫協会	福岡県公文書	昭和 57 年度	1-1-0004975
そ族・衛生害虫発生報告書	福岡県公文書	昭和 60 年度	1-1-0000533
調べよう!身近な害虫図鑑 3	福岡県立図書館 蔵書	平成 26 年 3 月	工藤 美也子／著 汐文社
松くい虫被害対策推進連絡協議会	福岡県公文書	昭和 61 年度	1-1-0002082
筑後川流域宮入貝撲滅対策連絡協議会	福岡県公文書	昭和 63 年度	1-1-0001408
（パネル）福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014〈普及版〉	福岡県行政資料	平成 26 年 8 月	2-1-0025590
３、環境保全型農業と IPM の時代へ・国際植物防疫年 2020			
昭和 44 年　衛生行政の概要	福岡県行政資料	昭和 45 年 3 月	2-1-0012783
生と死の妙薬　自然均衡の破壊者<化学薬品>	福岡県立図書館 蔵書	昭和 47 年	レイチェル・カーソン／著 青樹 築一 ／訳
農薬残留対策調査	福岡県公文書	昭和 59 年度	1-1-0000981
食品に残留する農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）について	厚生労働省	平成 18 年	2-4-0011565
平成 9 年度　病害虫発生予察年報	福岡県行政資料	平成 9 年	2-1-0005712
茶・いぐさ病害虫・雑草防除の手引き 平成 20 年度（2008）	福岡県行政資料	平成 19 年	2-4-0011520
普通作病害虫・雑草防除の手引き　平成 20 年度（2008）	福岡県行政資料	平成 19 年	2-4-0011523
野菜病害虫・雑草防除の手引き　平成 20 年度（2008）	福岡県行政資料	平成 19 年	2-4-0011524
福岡県農総試ニュース	福岡県行政資料	2014 年 3 月ほか	2-1-0024564
植物防疫年報　平成 30 年度	福岡県行政資料	令和 2 年 1 月	2-4-0013970
調べよう!身近な害虫図鑑 2	福岡県立図書館 蔵書	平成 26 年 3 月	工藤 美也子／著 汐文社
（パネル）福岡県侵略的外来種リスト 2018	福岡県行政資料	平成 30 年 4 月	2-4-0009217
（パネル）筑前町史　資料編　筑前町の植物と動物	筑前町行政資料	平成 28 年 2 月	2-4-0005653
2020 国際植物防疫年　記念切手		令和 2 年 10 月	

福岡共同公文書館　常設展



▲九州新幹線誘致活動のために作成された「はちまき」

特集 公文書のいろいろ ～記録の方法はさまざまです～



▲岡垣町町制三十周年記念に作成された「のぼり」

令和3年 1月8日(金)より開催中

会場：１階展示室　入場料：無料
開館時間：午前９時～午後５時
休館日：月曜日、祝日（月曜日が祝日の場合は、翌火曜日も休館）

▼国鉄室木線廃線時の「記念乗車券」

福岡共同公文書館　福岡県筑紫野市上古賀1丁目3番1号
TEL:092-919-6166FAX:092-919-6168

Web展示も開催中！

令和2年度常設展特集③

「公文書のいろいろ　～記録の方法はさまざまです～」

展示資料目録



令和3年1月8日（金）～3月31日（水）

※令和3年度（5月10日）まで継続

福岡共同公文書館

タイトル	資料情報	完結年度	資料 ID
台本			
市制施行 50 周年記念　ＢＳジュニアのど自慢	柳川市公文書	平成 14 年度	1-2-0020274
風呂敷			
市制 15 周年事績	田川市公文書	昭和 33 年度	1-2-0038172
記念乗車券			
産炭地振興住民会議庶務関係書	直方市公文書	昭和 60 年度	1-2-0031875
はちまき			
九州新幹線（鹿児島ルート）　　建設促進期成会	福岡県公文書	平成９年度	1-1-0041355
のぼり旗			
町制 30 周年記念行事関係 （町制三十周年記念事業関係事績）	岡垣町公文書	平成 4 年度	1-2-0033703
レコード			
田川市民の歌　知っていますかふるさと（レコード）	田川市行政資料		2-4-0012644
コンパクトカセット(カセットテープ)			
田川市民の歌　知っていますかふるさと（カセットテープ）	田川市行政資料		2-4-0012643
CD			
岡垣町イメージソング　変わらない岡垣（ふるさと）	岡垣町行政資料	平成 14 年度	2-4-0012647
小郡　七夕サンバ	小郡市行政資料	平成 4 年度	2-4-0012646
たなばたの里・おごおりのすべてがわかる-七夕ぼん-	小郡市行政資料	平成 7 年度	2-2-0000968
DVD			
宇美町文庫　DVD(映像編)	宇美町行政資料	平成 17 年度	2-4-0010253
宇美町町勢要覧　2005　UMI　（宇美町文庫）	宇美町行政資料	平成 17 年度	2-4-0006679
コンパクトカセット(カセットテープ)			
行政区長代表協議会ほか	柳川市公文書	昭和 61 年～ 平成 2 年度	1-2-0042059 1-2-0042058
タイトル	**資料情報**	**完結年度**	**資料 ID**
コンパクトカセット(ビデオテープ)			
柳川市政懇談会（柳河地区）　5.18	柳川市公文書	平成 4 年度	1-2-0042088

オープンリール			
委員会議事録	築上町公文書	昭和 35～40 年度	1-2-0032618
MD・CD　（イメージソング）			
（イメージソング関係）	福岡県公文書	平成 16 年度	1-1-0020625
イメージソング制作発表資料	福岡県公文書	平成 15 年度	1-1-0020622
写真・MO　（200 日イベント）			
200 日前イベント	福岡県公文書	平成 16 年度	1-1-0020548
印刷媒体（国民文化祭ふくおか NEWS）	福岡県公文書	平成 16 年度	1-1-0020592
写真・小道具　（大規模総合舞台事業）			
大規模総合舞台事業	福岡県公文書	平成 16 年度	1-1-0020565
大規模総合舞台事業	福岡県公文書	平成 16 年度	1-1-0020567
CD・DVD・業務用ビデオ　（開・閉会式）			
第 19 回国民文化祭・ふくおか 2004 とびうめ国文祭開会式	福岡県公文書	平成 16 年度	1-1-0020614
第 19 回国民文化祭・ふくおか 2004	福岡県公文書	平成 16 年度	1-1-0020621
印刷媒体（チラシ）	福岡県公文書	平成 16 年度	1-1-0020592
冊子・DVD・フロッピーディスク　（記録）			
第 19 回国民文化祭・ふくおか 2004 公式記録	福岡県行政資料	平成 16 年度	2-4-0001403
第 19 回国民文化祭・ふくおか 2004　とびうめ国文祭映像記録	福岡県行政資料	平成 16 年度	2-4-0001402
平成 16 年度あいさつ・表彰 2	福岡県公文書	平成 16 年度	1-1-0020643

福岡県立公文書館条例

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　歴史公文書の保存、利用等（第三条―第十二条）
第三章　審査請求等
　第一節　諮問等（第十二条の二―第十六条）
　第二節　福岡県特定歴史公文書利用審査会（第十七条―第二十五条）
第四章　雑則（第二十六条―第三十三条）
附則

第一章　総則

（公文書館の設置）

第一条　歴史資料として重要な公文書（以下「歴史公文書」という。）を適切に保存し、一般の利用に供するため、公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）第五条第一項の規定により公文書館を設置する。

2　公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡県立公文書館	筑紫野市

（利用の承認等）

第二条　福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第三条から第六条まで及び第九条の規定は、公文書館の利用の承認等について適用する。

第二章　歴史公文書の保存、利用等

（歴史公文書の保存等）

第三条　知事は、次に掲げる歴史公文書について、第二十八条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、公文書館において永久に保存しなければならない。

一　知事が管理する歴史公文書（次号に掲げるものを除く。）のうち、知事が別に定める基準により選別したもの

二　知事以外の県の機関（議会、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。次項及び第十三条第二項において「移管元機関」という。）が、当該機関が別に定める基準により、公文書館において保存すべきものとして選別し、知事に移管した歴史公文書

2　県の機関（知事及び移管元機関をいう。以下同じ。）は、公文書館において保存しようとする歴史公文書について、第五条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を

行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付することができる。

3　知事は、公文書館において保存される歴史公文書（以下「特定歴史公文書」という。）について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

4　知事は、特定歴史公文書に個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。

5　知事は、特定歴史公文書の分類、名称その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（利用請求の方法）

第四条　特定歴史公文書の利用を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

一　特定歴史公文書の利用を請求するものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

二　利用の請求をしようとする特定歴史公文書の目録（前条第五項の目録をいう。）に記載された名称

三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、特定歴史公文書の利用を請求したもの（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求の取扱い）

第五条　知事は、前条第一項の規定による特定歴史公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させなければならない。

一　当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

イ　福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号。以下「情報公開条例」という。）第七条第一項第一号に掲げる情報

ロ　情報公開条例第七条第一項第二号、第四号イ若しくはホ、第五号、第七号又は第八号に掲げる情報

ハ　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を公文書館において保存する前に管理していた県の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

二　当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損

を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合

2　知事は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第三条第二項による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3　知事は、第一項第一号に掲げる場合であっても、同号イからハまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第六条　知事は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求に対する決定及び通知）

第七条　知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2　知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第八条　前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から十五日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第九条　利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から三十日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　本条を適用する旨及びその理由

二　残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出機会の付与等）

第十条　利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社（情報公開条例第二条第三項に規定する地方三公社をいう。）並びに利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第七条第一項第一号ロ、同項第二号ただし書又は同項第五号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第七条第一項の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3　知事は、特定歴史公文書であって第五条第一項第一号ハに該当するものとして第三条第二項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該意見を付した県の機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4　知事は、第一項及び第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、利用決定後直ちに、当該意見書（第十三条第一項第二号及び第十四条第三号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第十一条　知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が定める方法により行う。

2　前項の閲覧又は視聴の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあっては、知事は、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しにより、これを利用させることができる。

（費用負担）

第十二条　写しの交付により特定歴史公文書を利用するものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第三章　審査請求等

第一節　諮問等

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第十二条の二　利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第十三条　利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県特定歴史公文書利用審査会に諮問しなければならない。

一　審査請求が不適法であり、却下する場合

二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2　知事は、前項の審査請求が第三条第一項第二号に掲げる文書に係るものである場合は、当該文書を移管した移管元機関に審査請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知するとともに、当該文書の利用の制限について意見を聴かなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第十四条　知事は、前条第一項の規定により諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

二　利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三　当該審査請求に係る利用決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第十五条　第十条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一　利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二　審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情の処理）

第十六条　知事は、利用請求者又は特定歴史公文書の利用に関して不服のあるものから苦情の

申出があった場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2　前項の場合において、苦情の申出の内容が行政不服審査法の規定に基づき審査請求ができる事項又は利用請求の取扱いに関する重要な事項に係るものであって、知事において必要があると認めるものについては、福岡県特定歴史公文書利用審査会の意見を聴くものとする。

第二節　福岡県特定歴史公文書利用審査会

（審査会の設置）

第十七条　次に掲げる事務を行うため、福岡県特定歴史公文書利用審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一　第十三条第一項の規定による諮問に応じて答申すること。

二　前条第二項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。

三　特定歴史公文書の利用に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

（審査会の調査権限）

第十八条　審査会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求めることができない。

2　知事は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3　審査会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4　第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5　審査会は、前条第二号及び第三号に規定する事務を行うため必要があるときは、知事又は苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第十九条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（委員による調査手続）

第二十条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第十八条第一項の規定

により提示された特定歴史公文書を閲覧させ、同条第四項及び第五項の規定による調査をさせ、又は前条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の提出）

第二十一条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料等の閲覧等）

第二十二条　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第二十三条　審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第二十四条　審査会は、第十三条第一項の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（秘密を守る義務）

第二十五条　審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四章　雑則

（利用の促進）

第二十六条　知事は、特定歴史公文書（第五条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（県の機関による利用の特例）

第二十七条　県の機関がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして特定歴史公文書を利用する場合には、第四条、第十一条及び第十二条の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書の廃棄）

第二十八条　知事は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

第二十九条　知事は、毎年一回、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について公表しなければならない。

（使用料）

第三十条　公文書館の施設を利用するものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2　既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第三十一条　知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（規則への委任）

第三十二条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第三十三条　第二十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二章（第三条の規定を除く。）の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日

二　第三条第一項第二号中公安委員会及び警察本部長に係る部分　公布の日から起算して四年を超えない範囲内において規則で定める日

（福岡県情報公開条例の一部改正）

2　福岡県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

三　特定歴史公文書（福岡県公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号）第三条第三項に規定する特定歴史公文書をいう。）

（福岡県個人情報保護条例の一部改正）

3　福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号に次のように加える。

ハ　特定歴史公文書（福岡県公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号）第三条第三項に規定する特定歴史公文書をいう。第六十六条第一項及び第七十条において同じ。）

第六十六条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第二章及び第三章の規定は、特定歴史公文書に記録されている個人情報については、適用しない。

第七十条中「公文書」の下に「(特定歴史公文書を含む。次条において同じ。)」を加える。

第二号第二項に次の一号を加える。

附　則

(施行期日)

第一条　この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(福岡県立公文書館条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条　第一条の規定による改正後の福岡県立公文書館条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則

この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附　則

(施行期日)

第一条　この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(福岡県立公文書館条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条　第一条の規定による改正後の福岡県立公文書館条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第三十条関係）

（平二六条例七・一部改正）

区分	金額（一時間につき）
研修室	一、一八〇円
会議室	四〇〇円

備考

一　使用時間が一時間未満であるときは、一時間とし、当該使用時間が一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として算定する。

二　この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の使用料の額は、規則で定める。

福岡県市町村公文書館条例

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　歴史公文書の保存、利用等（第５条－第１４条）
第３章　審査請求等
　第１節　諮問等（第１４条の２－第１８条）
　第２節　福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会（第１９条－第２７条）
第４章　雑則（第２８条－第３４条）
附則

第１章　総則

（公文書館の設置）

第１条　福岡県内の政令市を除く市町村（以下「市町村」という。）の歴史資料として重要な公文書（以下「歴史公文書」という。）を適切に保存し、一般の利用に供するため、公文書館法（昭和６２年法律第１１５号）第５条第１項の規定により公文書館を設置する。

２　公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡県市町村公文書館	筑紫野市

（利用の承認等）

第２条　公文書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、管理者の承認又は許可を受けなければならない。

２　前項の承認又は許可については、この条例に定めるもののほか、管理者が別に定める。

３　管理者は、次の各号の一に該当する者については、第一項の承認又は許可を与えないことができる。

（１）　他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのある者

（２）　風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

（３）　感染性疾患がある者

（４）　予定された利用者の数を超えることとなる者

（５）　その他利用させることにより、公文書館の設置目的に照らして、管理運営上支障があると認められる者

（６）　公益を害し、又は害すると明白に認められる者

（利用者の義務）

第３条　利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　利用に関し、法令又はこの条例若しくはこれに基づく利用に関する規程その他命令等に違反しないこと。

（２）　他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす行為をしないこと。
（３）　風紀をみだす行為をしないこと。
（４）　施設内に、みだりにごみその他の汚物を捨てないこと。
（５）　施設の原状を変更しないこと。
（６）　承認又は許可された用途以外の利用をしないこと。
（７）　施設その他物件を損傷しないこと。
（８）　管理者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって当該施設を利用すること。
（９）　その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

（利用の承認又は許可の取消し等）

第４条　管理者は、次の各号の一に該当する場合は、第２条第１項の承認若しくは許可を取り消し、又は公文書館の施設の利用を中止し、若しくは中止させることができる。
（１）　利用者が、利用に関する規程若しくはそれらに基づいて発せられる指示に違反したとき又は粗暴な若しくはけん騒な行為等により利用上の秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき。
（２）　利用者が、施設を損傷し、又は損傷させるおそれがあるとき。
（３）　第２条第３項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
（４）　公の行事、改装工事その他の事由により福岡県自治振興組合において施設の利用を停止する必要が生じたとき。
（５）　その他公文書館の適正な運営管理を保つために必要があるとき。

第２章　歴史公文書の保存、利用等

（歴史公文書の保存等）

第５条　管理者は、市町村から移管された歴史公文書について、第３０条の規定により廃棄又は移管する場合を除き、公文書館において永久に保存しなければならない。
２　管理者は、公文書館において保存される歴史公文書（以下「特定歴史公文書」という。）について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
３　管理者は、特定歴史公文書に個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。
４　管理者は、特定歴史公文書の分類、名称その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（利用請求の方法）

第６条　特定歴史公文書の利用を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（次

項において「利用請求書」という。）を管理者に提出しなければならない。

（１）　特定歴史公文書の利用を請求するものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

（２）　利用の請求をしようとする特定歴史公文書の目録（前条第４項の目録をいう。）に記載された名称

（３）　前２号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　管理者は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、特定歴史公文書の利用を請求したもの（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、管理者は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求の取扱い）

第７条　管理者は、前条第１項の規定による特定歴史公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させなければならない。

（１）　当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報（当該特定歴史公文書を移管した市町村（以下「移管元自治体」という。）の情報公開条例等において公にしないこととされる情報を除く。）を除く。

（ア）　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

（イ）　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められている情報

（ウ）　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成２１年法律第６６号）第２条第２項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）第１条に規定する地方住宅供給公社をいう。）、地方道路公社（地方道路公社法（昭和４５年法

律第８２号）第１条に規定する地方道路公社をいう。）及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）第１０条に規定する土地開発公社をいう。）（以下「地方三公社」という。）の役員及び職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

イ　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、財産、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（ア）　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ）　移管元自治体の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ウ　移管元自治体並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

エ　移管元自治体又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（ア）　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

（イ）　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、移管元自治体又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

（ウ）　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ効率的な遂行を不当に阻害するおそれ

（エ）　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

（オ）　国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

オ　公にすることにより犯罪の予防、鎮圧又は検査、公訴の維持、刑の執行その他の公共

の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあると移管元自治体が認めることにつき相当の理由がある情報

カ　アからオまでに定めるもののほか、移管元自治体の情報公開条例において公にしないとされる情報

（２）　当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合

２　管理者は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第１号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮しなければならない。

３　管理者は、前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、次の区分により移管元自治体と協議をし、又は移管元自治体の意見を聴かなければならない。ただし、利用請求に係る特定歴史公文書が第１項第１号に該当することが明らかである場合又は該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

（１）　作成又は取得されてから３０年を経過していない公文書　移管元自治体と協議を行う

（２）　作成又は取得されてから３０年を経過した公文書　移管元自治体の意見の聴取

４　管理者は、第１項第１号に掲げる場合であっても、同号アからカまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第８条　管理者は、前条第１項第１号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求に対する決定及び通知）

第９条　管理者は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨を決定し、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

２　管理者は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第１０条　前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から１５日以内にしなければならない。ただし、第６条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を１５日以内に限り延長することができる。この場合において、管理者は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第１１条　利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から３０日以内にそのすべてについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、管理者は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、管理者は、同条第１項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）　本条を適用する旨及びその理由

（２）　残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限

（第三者に対する意見提出機会の付与等）

第１２条　利用請求に係る特定歴史公文書に移管元自治体及び国等並びに利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、管理者は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　管理者は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が第７条第１項第１号ア（イ）若しくは同号イただし書に規定する情報又は同号カの定めるところにより人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認めるときは、第９条第１項の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

３　管理者は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、管理者は、利用決定後直ちに、当該意見書（第１５条第１項及び第１６条第３号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第１３条　管理者が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して管理者が定める方法により行う。

２　前項の閲覧又は視聴の方法による特定歴史公文書の利用にあっては、管理者は、当該特定歴

史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しにより、これを利用させることができる。

（費用負担）

第１４条　写しの交付により特定歴史公文書を利用する者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第３章　審査請求等

第１節　諮問等

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第１４条の２　利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第１５条　利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会に諮問しなければならない。

（１）　審査請求が不適法であり、却下する場合

（２）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

２　管理者は、前項の審査請求があった場合は、当該文書の移管元自治体に審査請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知するとともに、当該文書の利用の制限について意見を聴かなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第１６条　管理者は、前条第１項の規定により諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（１）　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（２）　利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（３）　当該審査請求に係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第１７条　第１２条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（１）　利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（２）　審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情の処理）

第１８条　管理者は、利用請求者又は特定歴史公文書の利用に関して不服のあるものから苦情の申出があった場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

２　前項の場合において、苦情の申出の内容が行政不服審査法の規定に基づき審査請求ができる事項又は利用請求の取扱いに関する重要な事項に係るものであって、管理者において必要があると認めるものについては、福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会の意見を聴くものとする。

第２節　福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会

（審査会の設置）

第１９条　次に掲げる事務を行うため、福岡県自治振興組合特定歴史公文書利用審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（１）　第１５条第１項の規定による諮問に応じて答申すること。

（２）　前条第２項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。

（３）　特定歴史公文書の利用に関する重要な事項について、管理者の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

（審査会の調査権限）

第２０条　審査会は、必要があると認めるときは、管理者に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された特定歴史公文書の開示を求めることができない。

２　管理者は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、管理者に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は管理者（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

５　審査会は、前条第２号及び第３号に規定する事務を行うため必要があるときは、管理者又は苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第２１条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、その限りでない。

２　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（委員による調査手続）

第２２条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第２０条第１項の規定により提示された特定歴史公文書を閲覧させ、同条第４項及び第５項の規定による調査をさせ、又は前条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の提出）

第２３条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料等の閲覧等）

第２４条　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

２　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　審査会は、第１項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第２５条　審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第２６条　審査会は、第１５条の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（秘密を守る義務）

第２７条　審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第４章　雑則

（利用の促進）

第２８条　管理者は、特定歴史公文書（第７条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（行政利用の特例）

第２９条　移管元自治体がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書を利用する場合には、第６条、第１３条及び第１４条の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書の廃棄等）

第３０条　管理者は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄し、又は移管元自治体へ移管することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

第３１条　管理者は、毎年一回、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について公表しなければならない。

（規則への委任）

第３２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第３３条　第２７条の規定に違反して秘密を漏らしたものは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

（過料）

第３４条　施設を無断で使用した者又は第３条第１号、第２号及び第４号から第７号までの規定に違反した利用者に対しては、５万円以下の過料を科するものとする。

附　則

（施行期日）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

福岡共同公文書館は、
福岡県と県内全市町村（政令市を除く。）が共同で設置・運営する公文書館です。
このように、県と市町村の共同による公文書館は全国で初めての取り組みです。



福岡県マスコットキャラクター
エコトン



福岡共同公文書館には宝くじの
収益金が活用されています。

年報第９号　令和２年度　福岡共同公文書館年報
発行年月：令和３年８月
編集・発行：福岡共同公文書館
（福岡県立公文書館・福岡県市町村公文書館）
〒818－0041 福岡県筑紫野市上古賀１丁目３番１号
TEL：092－919－6166　FAX：092－919－6168
E-Mail：kobunsyokan@pref.fukuoka.lg.jp
https://kobunsyokan.pref.fukuoka.lg.jp/